

中区公告第 128 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、高齢者の医療の確保に関する法律第 112 条及び地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 9 月 11 日

横浜市中区長

送達を受けるべき者	氏名又は名称	池田 恭子 他 6 件（別紙のとおり）
送達する書類名	後期高齢者医療保険料納入通知書	令和 8 年度 7 月発送分
	後期高齢者医療保険料納入通知書	令和 8 年度 8 月発送分
（注意） 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

後期高齢者医療保険料納入通知書
令和8年度7月、8月発送分 公示送達(別紙)

	氏 名
1	池田 恭子
2	平山 正男
3	林 良男
4	市川 幸子
5	森川 静男
6	馬場 信一
7	平井 安幸